

頼を損なってきたと思います。このやり方は、寸法は採っていたのだけれども、やったことはリフォームだけで、ウエストがきつくなってきたから出すとか、袖を直すとかそういうことをやってきた。しかし、どうやら、その服を着ていても、将来は寒くて凍え死ぬかもしれないというような不安感が高まってきたという問題があると思います。この際、型紙から取り直して制度を考える必要がありはしないかと思うのですけれども、その際に、今まで多くの方のご発言にもありましたように、現役の世代、もっとはっきり言うと、20代や10代の後半の若い世代の意見を聞くことが非常に重要ではないかと思います。

今回この部会の委員にというお話をいただいたときに、私はまず若い方を委員にするという計画はないのですか、と質問をしました。そして小論文か何かで公募をして、若い方に委員になっていただいたらどうかと申し上げたのですが、それは残念ながら実現はされませんでした。今後部会の議論を進めていく中で、これも小論文で公募などして、20代や、場合によったら10代の後半ぐらいの方に来ていただいて、その方々の年金に対する考え方や意見を聞くという場面があっても良いのではないかと思います。これは進め方についての要望です。

あと、個別のことが二つほどございます。ひとつは、遺族とは何かということでございます。資料2-1の1ページに、(5)としまして、「誰にとっても老後を迎える前に、現役世代に障害を負ったり、また死亡して遺族を残す可能性があり、こうした場合の生活保障についても対応できる仕組みであることが必要」とございますけれども、この場合の遺族というのは、言うまでもなく常識的な意味での遺族ではなく、社会保険の制度上、もっと言えば、年金制度上の遺族でございますから、これは常識的な遺族ではないということをもまず注意しなければいけない。

その場合には、全く天涯孤独でなければ、誰にでも遺族がいるでしょうということとは違う意味を持っているわけです。そのような年金制度上の遺族を残す可能性というのは、これはかなり個人が選んだ、世帯、夫婦として選んだライフスタイルに依存しております。障害を負うことの自己責任と年金の上での遺族を残す上での自己責任というのは区別されるべきではないかと思っておりますので、この点注意が必要ではなからうかということでございます。

個別の二番目の点は、これは諸外国の制度を簡潔に整理、紹介していただきまして大変ありがたかったわけですが、個人的にはスウェーデン型というのが合理的ではないかと思っております。あわせてイギリスにおける年金改革について、これは資料4の20ページ目でございますけれども、サッチャー改革の後近年の問題は、中所得者にとって私的年金が

は、同じ時代で分け合うわけですから、インフレは影響がないということになるわけですが、積立の場合には、そういう点でいいますと、途中でインフレが起こったりすれば、積立方式がだめになる。収益性が大きく予想よりは変化する、そういう大きな問題があるわけですね。

ただ、もう一方で、公的年金の場合には、ただ単に現役世代から老後に移転するというだけではなくて、病気やけがで働けない人とか、所得のない人にも年金を払うということで、そういう意味でいいますと、本人の間の世代間の移転だけではなくて、高所得者層から低所得者層、健康な人から働けない人への所得の移転、そういう面があるわけですね。その部分は、ここで言うような時間的な所得の再分配と考えて良いのか、それとも貧しい人を救うという意味の所得の再分配、二つの面があると思うのですね。ただ単に、世代間の所得の再分配であれば、社会保険料方式が良いと思うわけですが、もし豊かな人から貧しい人に移転する部分、そういう部分が混ざってくると税方式は合理的かもしれないと思います。

繰り返しになって恐縮ですが、財源自体は経済社会の中で生まれる豊かな労働所得と資本所得になるわけですね。それが確保されない限りは、今まで考えていたような社会保障・年金はできないということですね。ですから、こういう社会保障制度・年金制度を始めた政府の責任としては、きちんとした生産性の高い社会を維持することが大事で、あるいはそれを回復することが大事で、年金制度を預かる担当部門としても、政府の一員ですが、そういうことをきちんともっと主張しなければいけない。あるいはそれができないのであれば、年金は貧しくなるのはしょうがない。今までは60歳まで働けば良かったのが65歳に延び、また70歳に延びるといのはしょうがないということもきちんと言明しなければいけないということだと思います。ですから少しこれからの議論で、いろいろな問題が錯綜しているので、少し整理してご議論いただけないかと思います。

長くなって申し訳ありませんでした。

○ 堀委員

今日の議論は財政方式の問題と、社会保険方式か税方式かという問題ですが、負担の問題がかなりご意見として出ました。高齢化が進めば、高齢者が増え、かつ若い世代が減っていく。高齢者は一応生産の場から引退しているわけで、負担が増えていくということは、ある意味では当然なことですね。今の賦課方式の年金というのは、基本的には若い世代の保険料で、高齢者の年金を賄うということですが、そうすると基本的な考え方としては、そういう引退世代ができるだけ生産世代に回っていただく、あるいは現在生産して

ない人も生産、要するに支え手に回ることが重要ではないかと私は思っています。そういう意味で、支給開始年齢の問題、女性の就労の問題、そういった点が大きな問題になるのではないかと思います。

賦課方式と積立方式で負担がどうかということなのですが、積立方式にすると負担が減るという議論もあった。しかし、少なくとも当面は積立方式にすると、先ほどの二重の負担のために負担は増える。負担について、若い世代の負担が賦課方式の場合は大きくなる、こういう議論もあるのですが、ILOとかISSAなどでは別の議論もしているわけですね。賦課方式というのは、確かに現役世代が税金とか社会保険料という形で直接に負担するのですが、むしろ積立方式も同じような負担をするのではないか。消費財で見ると、両方式とも高齢世代が増えれば、その分は若い世代の消費に回る分は相対的には減る。積立方式は基本的には相続とかなんとかで、若い世代に回るはずであった遺産を積立金として積み立てる。しかも、積立方式の場合は、年金給付総額の7割、8割は運用収入です。その分は若い世代が生産したものが、要するに賃金への負担としてではなく、利子とか配当という形で、高齢世代に回っていく。そういう意味から、賦課方式であれ、積立方式であれ、若い世代の負担はそんなに変わらない、こういう議論があるわけなので、その辺も考えていく必要があるのではないかと。

社会保険方式と税方式の問題ですが、私は繰り返して言っているのですが、これは財源だけの問題ではないです。現に基礎年金に対しては3分の1の国庫負担があっても社会保険方式と言っているわけです。我々社会保障の歴史を研究している者は、これを社会保険方式と社会扶助方式と言っているわけです。基本的に社会保障というのはどういう形で生まれたかということ、一つは貧困者を救済するという形で、イギリスを始め世界各国で救貧法というのを作った。救貧法というのは厳しいミーンズテストが必要なもので、受けられる人も実際には受けない、そういう貧困救済がうまく機能しなかった。そこで考え出されたのが社会保険方式ということで、これはご承知のように、1880年代にビスマルクが作った。

これはある意味では私的保険のアナロジーで、保険料を出せば、その見返りとして権利として給付を得る、というメリットがあるので、これまで世界的に普及していった。そういう意味で、社会扶助方式の欠点を克服するものとして社会保険方式が普及した。世界のどの国でも社会保険方式が採られている理由だと思います。

負担を減らすために税方式にするという意見がありましたが、給付の総額を減らさない限り、財源が税であっても保険料であっても国民の負担は変わらない。ただ、税か保険料か、あるいはどの税にするかによって国民の負担の形、個々人の負担の額は変わってくる

わけです。税方式にすれば、天から財源が降ってくるということはない。

現在の国家の財政を見ると80兆円の歳出をしているわけですが、税収は50兆円しかない。その差を30兆円の国債で賄っているわけです。要するにそういう国家財政が危機的状況にある。しかも増税はできない。税方式にするとどうということになるかということ、さらに国債を発行して賄うことにならざるを得ない。増税ができれば良いわけですがけれども、できないとすれば、現在30兆円、毎年毎年国民から借りているお金に加えてさらに借金をする、そういう状況になるのではないか。

社会保険は基本的には収支相等、給付と負担が見合うという形でやっているわけです。その赤字が出る場合には給付を下げるか、負担を上げざるを得ない。極めて財政規律が保てるシステムではないか。その他、今日説明があったように、社会保険方式の方が数々のメリットを持つので、税方式に変えていくのは非常に私は問題があると思っております。

○ 翁委員

先ほど豊かな経済が年金の大前提だという話がありましたけど、私も全くそのとおりだと思います。ただ、年金の財政方式自体も、例えば労働インセンティブとかそういったものを通じて経済の活性化に影響がございますので、そういった豊かな経済を目指す上でどういった財政方式が望ましいのかという観点も非常に重要なのではないかと思います。

もう一つ、賦課方式と積立方式の議論の中で、余り触れられていなかった部分ですがけれども、確かに私も皆さんおっしゃったように、賦課方式は、官の役割というか公的年金の基礎は賦課方式であり、それは所得再分配政策であるからこそ賦課方式が大前提になると思います。

積立方式を考えていく上では、さっきのアメリカの議論の紹介にもありましたけれども、どういった主体がそれを運営していくのかということと切り離せる問題ではないと思っております。基本的に積立方式で資金運用をやっていこうとした場合にはどうしても株式運用でどんどん運用していかなければいけないわけがございますので、そういったことを考えると、積立方式を拡大しながら公的な部分をやり続けて良いのかという問題があると思っております。それはいろいろな問題を引き起こしかねないので、賦課方式か積立方式かということを考える際には、積立方式について検討するのであれば、かなり官民の役割分担ということに相当念頭に置いて、制度設計を少し公的年金以外の部分にも広げて、例えばアメリカであったような一部積立拠出の個人勘定の導入とか、そういったものについても検討していく必要があるのではないかとと思っております。

○ 渡辺委員

まず私申し上げたいのは、これまでの年金改革で、特に当時の厚生省が採っていた方策というか考え方は、負担面からの制約みたいな感じで、原則5年に一度の財政再計算を行ってきた。私自身は、これが今の年金制度に対する信頼を損ねてきた一つの原因ではないかと思っております。つまり負担面は確かに大事だし、若い世代、特に現状のような賦課方式で過剰な負担になることは良くないということはわかるのだけれども、今国民が一番公的年金に対して関心持っておるのは、一体いくらもらえるのだと、極端にはこれに尽きると言っても良いわけでありまして、もちろん若い世代と中高年世代の発想は違うところがありますが、そうなりますと現在の厚生年金を例にとっても、いくらもらえるかほとんどの国民はわからない。

これは別に負担面からだけ強調していたこともあるかもしれないし、現実の特に計算方式のことだと言いましょか、特に賃金の再評価等々もあって非常に公平な仕組みだけれども、わかりにくいということがあります。まず年金制度に対する信頼を確立するためには、一体いくらもらえるのか、あるいはこれを保障するのだといった給付面からもアプローチと言いましょか、そういったことを国民に約束する。それからもちろん負担は大事ですから負担も考えていく、そういった方式を採る方が私は望ましいのではないかと思います。まず給付面、そういったことが信頼を勝ち得ることにつながっていくのではないか。

先ほど来議論されていますとおり、賦課方式か積立方式かは重要な論点でありますし、積立方式は確かに自分の年金ということでわかりやすいという問題はある、つまり年金に対する信頼が勝ち得やすいというメリットはあると思いますが、現実論から言いますと、これは先ほど来出ていますような二重の負担の問題、こういったこともありますので、現実的にこれは不可能だと思わざるを得ません。これを導入するとなりますと大きな混乱を引き起こし、かえって信頼を損ねることになりかねないと私は思っております。そここの説明をもう少しやらないと、今、賦課方式になったといっても、現実問題としては、昭和48年の例の大改正のときには修正積立方式と言っていたのが、いつの間にか賦課方式になってしまったという現実があります。

つまりもっとはっきり言うと、給付はより高く、負担はより低くというのが昭和50年代まで続けてこられた。その結果として、いやが応にも現行の賦課方式になってしまったという現実があるわけで、その結果として600兆円の債務を抱える。ですから積立方式に移行すれば、積立金160兆円、国庫負担を放り込んでもまだ330兆円の残務債権と言いましょか、債務が残るといった格好になっているわけですから、過去の年金財政、年金行政の、国会も責任がありますが、そういったツケが今回ってきてしまっているわけですから、現

実問題として言えば、積立方式に移行することは極めて難しくなってしまったと私は考えております。

それから、あとは税方式か保険方式かという問題がありますが、これについても、非常にこれまで数年間こういった議論が行われてまいりましたけれども、私自身の個人的な意見を言うと、いまだにどちらが良いのかよくわからない、委員として無責任かもしれませんが、正直な気持ちを言えばそういうことでありまして、理屈面と現実面があると思わざるを得ない。ですから前回の財政再計算時の年金改正のときの国会の決議においても、2004年まで2分の1というのがありますが、2分の1と今の3分の1国庫負担、税方式、全面的な社会保険方式、どういうメリットがあってどういうデメリットがあるか、私自身いまだによくわからないと思わざるを得ません。これは先ほど若杉委員もおっしゃったような要因、つまり世代間だけの所得移転なのか、あるいは生涯の所得・収入といったもの、ああいったものについての考え方も当然あって良いと思いますし、まだまだこれについては、現実面及び理屈面でのメリット・デメリットがよくわからない部分が私自身あります。

そういった意味から言いますと、どちらの意見を聞いても、なるほどと思うところがなかなかない。やや委員として無責任な言い方かもしれませんが、もう少しこれにつきましては、いろいろなデータも含めて、メリット・デメリットを含めて出していきたいと思っています。とりあえず以上です。

○ 神代部会長代理

事務局、何かありますか。

○ 榮畑年金課長

ただいま何人かの方から、特に税方式、社会保険方式に関しましてメリット・デメリットをもう少し整理をというお話をちょうだいいたしました。もう少し工夫もさせていただかなければならないかもしれませんが、私どもの気持ちといたしまして、今回の資料の2-1の中でもある程度議論の材料を書かせていただいたつもりでございますから、できれば、例えばこの辺が足りないといった具体的な指摘などをいただけると作業がしやすいかという気がいたします。

○ 山崎委員

具体的な指摘をということで少し意見を述べさせていただきます。積立か賦課ということとはかなり抽象的な議論になりやすいのですが、もう少し現実的な議論をした方が良いのではないかと思います。基礎年金は別にして、2階部分の財政方式の在り方が論点だと思うのですが、現実には恐らく平成13年度の厚生年金の収支では既に積立金を取り崩してい

るはずだと思います。

というのは、先日いただきました予算では黒字ということになっていますが、最近の実績からすると予算をかなり保険料収入が下回っておりますから、その動向から推察すると、恐らく既に積立金を取り崩しつつあるということです。このことをどう考えるかということだと思ふのです。明らかに将来の過大な後世代の負担を緩和したいということで積立金を持っているのですが、その将来に備えるはずの積立金に今手をつける状態になっているということなんです。まずその事実を直視しなければいけないということです。それが一点。

それから、賦課方式を基本としつつ、一定の積立金を保有するという考え方で今の財政方式は説明されているのですが、別の説明の仕方があるのではないかと思います。それは賦課方式とともに積立方式の要素も含んだ財政方式であるということです。それは今厚生年金基金があります。代行部分というのがあります。その代行部分につきましては、物価スライド、賃金の再評価を除いた部分については完全な積立を求めているわけです。ということは、本体の中にもそういう部分が現在あると考えて良いと思います。つまり、今代行返上という話がありますが、その場合には移管金を求めますが、それ相当な部分は本体でも持っていないと要求できないものではないかと思うからでございます。

ということになると、どちらにどの程度傾斜しているかは別にして、賦課方式と積立方式をミックスしたシステムになっているという説明の方が合意が得やすいのではないかと思います。そして、そのことは、この説明では賦課方式のメリットが非常に強調されていますが、その一方ではっきりしていることは人口変動に弱いというウイークポイントがあるわけですし、積立方式と賦課方式のそれぞれのデメリットを補い合う、つまり一方に偏った財政方式を選択することの危険性を補い合う仕組みがベストではないかと思ふます。それが一点です。

それから、若い世代が公的年金離れ、その一方で、将来不安の高まりの中から自助努力に励むということになっておりますが、積立方式の要素を持つということをはっきりさせることによって、将来に備えようという、若い世代の、ある意味では健全な意識を公的年金の中に組み込むという意味もあると思ふます。これが第一点です。

それから、今後の課題としては、堀委員もお話になりましたが、次世代の育成を支援するとか、女性の就労、高齢者の就労を促進する、そういった形で支え手を増やすことが非常に大事になってくると思ふます。これは年金の中でやるか外でやるか両方でやるか、いずれにしても非常に大きな課題になってくると思ふますが、そのようなことを考えた場合

に、その政策効果が見込まれる時期は相当将来まで見込まなければいけないと考えます。今の財政計画では2020年代に保険料のピークを迎えて、それ以降安定させようという財政計画になっておりますが、今言ったような政策を本格的に進める。またそれを前提にして財政計画を立てるとするともう少し長いスパンで考えてみてはどうかという気がします。

それから、第3点ですが、税方式か社会保険方式かということですが、これにつきましては、この、事務局が用意しました説明に基本的に私も賛同しますが、これに書いてないことについて申し上げます。社会保障全体を見ておまして、この議論は年金に限らない議論なのです。高齢者医療でも実質的に税方式という主張はあります。介護保険でもまだ底流として相当根強いものがあります。恐らく基礎年金を税方式に切り換えるということは、高齢者医療も介護も税でという主張になるのだらうと思います。学者にも少なくありません。政党でもそういう主張があります。そうした場合に、基礎年金も高齢者医療も介護もすべて税方式という国はどこにもないわけです。恐らく懸念されることは、その場合にはかつての19世紀の社会保障に戻る。極めて生活保護に近い年金であり、医療であり、介護になるのだらうということが懸念されます。それは所得制限が入ってこざるを得ない、恐らく金融資産にも条件をつけて対象を絞ることにならざるを得ないと思うのですが、それは19世紀型です。既にかつて経験したことです。それをどのように克服するかということで社会保障が今日まで来たのですが、歴史の歯車を元に戻すことになりませんかというのが一点です。

もう一つは、いやいや税を使っても所得制限する必要ない。すべての人に一律平等に年金・医療・介護のサービスをすれば良いと、これは割り切れることでございます。国民がそのように選択すれば良いのですが、それは本当にどこの国にもない、完全な社会主義を実現するというでございまして、過去に戻るか、夢の国を作るか、どちらかということだらうと思います。

それから、今基礎年金を税でと言え、論理的には高齢者医療・介護にも恐らく波及せざるを得ないのだらうと思うのですが、しかし論理的でない主張もたくさんあります。それは介護保険を推進した人たちの中でしばしば基礎年金は税でという主張が見られるわけです。ということになると、これは説明ができません。むしろそういった人たちに、なぜ年金は税で、介護保険や医療は保険なのかということもあわせて説明していただかなければならないと思います。これは事務局に説明を求めているわけではなくて、そういうご主張の方があるとすれば納得のいく説明をいただきたいということです。

長くなりましたが、以上です。

○ 井手委員

税方式か社会保険方式かの比較の過程の中で、ここで少し触れられていないと思う点で、徴収にかかるコストというのがあるのではないかと思うのですけれども、税方式の主張の主な利点というところで、確実に財源として税の方が確保できるという表現がございませけれども、必要な財源を確保するに当たってのコストと言いますか、未納率を下げるためにいろいろな督促の努力もされていくというような方法も出ておりますので、社会保険料として徴収するコストと消費税のような形で徴収するコストについて何かシミュレーションしたようなものがございましたら教えていただきたいと思ひます。

○ 十菱社会保険庁・企画課長

社会保険の徴収コストということでございましたが、今手元に資料の持ち合わせがございません。どういった観点から比較するのが良いのか、整理いたしまして、また場を改めて報告させていただきたいと思ひます。

社会保険の場合は、いわゆる徴収事務だけをやっているわけではございませんで、給付の部分にかなり大きな比重がございませし、どういう比較が適当なのか検討させていただきたい、こう思ひます。

○ 堀委員

事務局にお願いなのですが、しばしば税金は強制的に徴収できるけれども、保険料はそうではないから税方式にしたらどうか、こういう議論がある。ここで例を挙げるのはどうかとも思ひのですが、サッチーの巨額脱税とか加藤代議士の秘書の巨額脱税、そういう脱税とか消費税の益税とか租税特別措置にもいろいろ不合理なものがあると思ひます。あるいは税の滞納もかなりな巨額で、数日前に新聞で税の滞納が1兆5,000億円で、そのうち消費税が半分とか、そういうのを見たような記憶があるのです。そういうことから言うと、私は税は絶対徴収できるという意見は間違っていると思ひのですが、保険料の未納・滞納のほかに、税の逸脱というのはどれくらいあるのか。社会保険方式の良いところは、保険料を納めるべきなのに納めなかった人は年金をもらえないことです。しかし、税方式にすると、そういう脱税をしていた人にもすべて年金が出るわけです。要するにただ乗りができるわけです。そういうことを指摘しておきたい。

○ 大山委員

最初に発言をして、その後、税方式かどうかという議論になっておるのですが、先ほど介護保険の話も出ました。もちろん論点いくつもあると思ひますが、日本社会におけるそれぞれの制度の成熟度というものがあると思ひます。ですから、今日は時間がありません

から、次回からまたもう少し質問させていただきますけれども、救貧とか防貧という話が出てまいりましたので、私ももう少し概念を正確にとらえてから発言したいと思っておりますけれども、制度の成熟度があると思います。

私の考えとしましては、年金について言えば、私も含めてですけれども、あるいは私の組合も含めまして保険料は払っていますので、当然それに見合ったものの老後の生活が保障されると、安定するものとして、そういう成熟した制度として私たちは考えています。

介護制度の問題について言えば、当然制度の成熟度、最初私が発言したのは、その後、岡本委員からもっといろいろな状況があるというお話がありまして補強していただきましたけれども、私自身は労働者の長期的安定雇用の考えを持っています。それを追求したいと思っています。しかし、現実はそうでないわけです。これからさらに変化が激しくなるだろうと。

そういう中で保険料を払うわけですから、場合によれば、勤労者でなくなる方もいます。そういう点で基礎年金の部分について整合性があるかどうかという問題について、どちらかという点、事務局から論点として非常に否定的に書かれています。しかし、これからの社会の状況を見た場合、これは積極的に税方式を導入するかの論点になるのではないかと。いわゆる厚生年金に入って、基礎年金部分も報酬比例部分も含めて保険料を払っているわけですが、その人たちが65歳を過ぎた後も未来永劫同じような状況で事態が進むかどうかという点を含めて、制度の成熟度という問題があると思います。さらに議論をお願いしたいと思っておりますけれども。

○ 神代部会長代理

まだ非常にたくさんご意見、ご質問等が予想されますが、大体予定の時間が近づいてきております。本日ちょうだいいたしましたいろいろなご議論、それも踏まえまして、中には若干誤解に基づくものとかインターネットを良く見れば出ているようなものもたくさんあると思いますが、滞納額なんていうのはインターネットを見ればすぐ出ておりますが、それは別としても、必要な資料も十分に用意をいたしまして、公的年金制度の基本論についてのご議論をさらに続けていただきたいと思います。

前回の事務局からのご説明によりますと、次回には新人口推計で置き換えた年金財政の試算を報告できるように作業を進めるということでございましたので、準備ができましたら、その内容について説明を受けて、それを基にご議論をいただきたいと思います。事務局どうぞよろしくご準備をお願いいたします。

日程につきましては、事務局の方で委員の方々の日程を調整していただきまして、改め

てご連絡をすることにいたしたいと存じます。事務局、何かございましたらどうぞ。

○ 福井総務課長

お求めの資料でございますけれども、お求めの趣旨をよく確認させていただきながら、可能な限り用意をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○ 神代部会長代理

それでは、本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。